

飛塩防止網設置工

項 目	内 容	留 意 事 項
準 備 工	<ul style="list-style-type: none"> 作業打合せ(KY活動) 規制及び作業内容等の確認 保護具の確認 使用機械、照明器具、資材、工具の点検 架空線、埋設物の位置確認 	<ul style="list-style-type: none"> 安全打合せ書により確認及びKY活動実施 作業員全員への周知徹底(埋設物等含む) 作業別安全チェックシートの活用 作業車の安全装置の確認
掘 削	<ul style="list-style-type: none"> 現場KY活動の実施 施工場所を図面により確認する。 作業方法・作業手順・作業分担を確認する。 削孔位置を確認し穴掘建柱車(アースオーガ)にて掘削を行う。 掘削時オーガが過負荷にならないように降下速度を調整し行う。 既定の深さまで削孔しオーガスクリューを引抜く。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に関する注意事項を確認し、KYTを行う。 作業にあった適切な保護具の着用をする。 架空線・埋設物等明示、注意喚起し、場合によっては防護する。 穴掘建柱車、クレーン操作、玉掛けなど使用する場合は有資格者が行う事 アウトリガーを最大に張り出し作業する。 オーガスクリューの接続時は、手を挟まないように合図をし作業する。 オーガスクリューの泥落としは、回転を停止して行う。
鋼管基礎設置・支柱建柱	<ul style="list-style-type: none"> 作業方法・作業手順・作業分担を確認する。 削孔箇所にてクレーンにて鋼管基礎を吊り込み所定の位置、高さに設置する。 鋼管内に碎石を所定の高さまで入れ締固める。 支柱の高さ・垂直・方向を確認し鉄筋にて溶接固定する。 鋼管天端までコンクリートを流し込み、コンクリートハイドレーターにて締固め養生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業にあった適切な保護具の着用をする。 架空線・埋設物等明示、注意喚起し、場合によっては防護する。 クレーン操作、玉掛けなど使用する場合は有資格者が行う事 消火器、看板を設置し表示する。
ワイヤー取付	<ul style="list-style-type: none"> 所定の位置にターンバックルを取り付ける ターンバックルにワイヤーを通しワイヤークリップを取付ける ターンバックルにてワイヤーの張り具合を調整する 	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、看板を設置し表示する。 作業にあった適切な保護具の着用をする。 ワイヤークリップの取付方向に注意する。 支柱を登り作業する際は、墜落制止用器具を着用し必ず使用して作業する。
飛塩防止網取付	<ul style="list-style-type: none"> 取付箇所を図面により確認する。 作業方法・作業手順・作業分担を確認する。 スナップフック(カラビナ)を用いて、ワイヤーに飛塩防止網を取り付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 作業にあった適切な保護具の着用をする。 支柱を登り作業する際は、墜落制止用器具を着用し必ず使用して作業する。
後片づけ	<ul style="list-style-type: none"> 現場内および周辺に残材が残らぬよう清掃する。 使用した資機材をトラックに積み込む。 清掃終了後は、責任者が必ず現場を確認し撤収する。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用した道具等は、現場に忘れ物が無いように確認する。 荷台などに資機材の置き忘れがないか確認する。 車両からの飛散防止対策(ネット、資機材の固定)がされているか確認する。

作業編成(標準)			機材		資材		安全器具・保護具	
作業責任者	1	名	ダンプトラック(2t)	溶接機	中間支柱	ワイヤークリップ	ヘルメット	切創手袋
現場監視員	1	名	トラック(2t)	電工トラム	端末支柱	ターンバックル	反射(自発光)チョッキ	消火器
作業員	4	名	クレーン付きトラック(4t)	インパクトドライバ	控え支柱	飛塩防止網	警笛	墜落制止用器具
			穴掘建柱車	デスクグラインダー	鋼管基礎		保護カネ	
			発電機		ワイヤー		防塵マスク	

※現場で作業手順を変更する場合は作業を中止し、作業責任者からメンテ名古屋担当者に報告・相談する。

■注意事項(共通の指導事項)

- 1.機械作業は、有資格者が必ず行う。(免許・資格証は必ず携帯する)
- 2.機械の操作方法、安全装置の確認を充分行うこと。
- 3.作業に合った保護具を使用する。(保護カネ・防毒・防塵マスク・耐切創用手袋等)
- 4.消火器を設置する。
- 5.一人作業の禁止
- 6.手持ち式振動工具については取扱を十分理解し、使用する。
- 7.作業で使用しない工具は、発電機を切るかコンセントを抜き、誤作動がおこらないようにする。

■条件

- ①5m以下は「胴ベルト型」の使用も可能とするが、新基準適用のものを使用するものとする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合は、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- ②作業床があり、囲い、手すり等を設けている箇所では作業する場合には、「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。
- ③ブーム式高所作業車を用いて作業を行う場合には、5m以下のみの作業「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合には、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- ④巻き取り式ランヤードについては、「第2種」の使用も可能とするが、5m以下でしようする場合には、落下時に地面に到達しない場合にフックが取付可能なことを必ず確認のうえ、使用するものとする。
- ⑤穴掘建柱車(穴掘・建柱・抜柱作業時)の使用については「穴掘建柱車運転の為の特別教育修了者」又は「車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者」による